

京丹波町公共工事の中間前金払に関する取扱要綱

(中間前金払の対象)

第1条 京丹波町財務規則(平成17年規則第24号)第78条の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)は、契約金額が1件300万円以上の建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事という。)であって、年度内完成工事に係るものを対象とする。ただし、第6条及び第7条に規定する特例による工事についても対象とする。

(対象となる経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象となる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る建設工事の費用のうち、当該工事の材料費等(地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を指す。)に相当する額として必要な経費とする。

(支払要件)

第3条 中間前金払を行う要件は、既に前払金の支払いを受けている工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の率)

第4条 中間前金払の率は、請負代金額の20パーセント以内とする。

(中間前金払等の率の通知)

第5条 中間前金払の率等は、入札公告及び入札通知書に記載して通知するものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第6条 受注者は、債務負担行為に係る契約については、当該会計年度の

出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

- 2 町長は、受注者が中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。
- 3 債務負担行為に係る契約においては、第3条の「工期」を「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

（繰越工事の特例）

第7条 中間前金払をした工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、町長は、年度末の工事出来高が3分の2以上の場合は、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

- 第8条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。
- 2 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。ただし、第6条及び第7条に規定する年度を越えて施工する必要がある工事の場合は、各年度末の部分払に限り適用するものとする。
 - 3 受注者は、部分払の請求（前項ただし書に規定する場合において部分払を請求するときを除く。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることができないものとする。

（中間前金払の申請等）

- 第9条 中間前金払の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第3条に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。
 - 3 町長は、出来高の数値に疑義がある場合には、受注者に対し当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行うものとする。
 - 4 町長は、第2項の確認において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第2号）によって受注者に通知するものとする。
 - 5 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとする

ときは、中間前払金請求書（様式第3号）に、保証事業会社の中間前払金保証証書の原本を添えて町長に提出しなければならない。

6 町長は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前払金の支払いを行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

附 則(平成28年告示第69号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

認 定 請 求 書

工 事 番 号 及 び 工 事 名	
施 工 場 所	地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	
<p>上記の工事について、中間前金払の認定を請求します。</p> <p>なお、本工事に関し「京丹波町公共工事の中間前金払に関する取扱要綱」第6条及び第7条の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>京 丹 波 町 長 様</p>	

様式第2号（第9条関係）

認 定 調 書

工 事 番 号 及 び 工 事 名	
施 工 場 所	地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	
適 用	
<p>上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>京 丹 波 町 長 ⑩</p>	

様式第3号（第9条関係）

中間前払金請求書

工事番号 及び工事名	
施工場所	地内
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	
中間前払金請求額 (契約金額の2/10以内)	
<p>上記工事に係る中間前払金をお支払いただきますよう請求いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>京 丹 波 町 長 様</p>	